

廃棄物等の輸出入管理に関する最近の動きについて

1. 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ

(1) 概要

有害廃棄物の不法輸出入防止を目的として、2004年からアジア諸国のバーゼル条約担当者間の情報交換会議である「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ」を年1回程度実施。

日程：2008年1月28日（月）～30日（水）（最終日は施設見学）

会場：ベルサール九段（東京都千代田区）

主催：環境省

参加者：

- ・環境省、経済産業省、外務省、財務省
- ・アジア11カ国（ブルネイ、カンボジア、中国（香港含む）、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、ベトナム、日本）のバーゼル条約担当官
- ・バーゼル条約地域事務所（中国、インドネシア）
- ・オブザーバーとして、バーゼル条約事務局、EU、UNEP、カナダ等

議題：

- ・不法輸出入防止に係る各国の活動状況報告
- ・各国における新品、中古品及び廃棄物の判断基準
- ・実務における優れた事例の共有
- ・今後のプロジェクト
- ・施設見学（横浜税関）

(2) 主な議論

各国における新品、中古及び廃棄物の判断基準

我が国から、有害廃棄物の範囲の不明確さや輸出入国での相違により不適切な輸出入が生じていることを説明し、輸出入統計に基づくアジア諸国間の中古家電の輸出入実態、各国の法制度等について報告。また、バーゼル条約地域事務所（中国）から、今後実施しようとしている廃棄物判断基準に関する調査計画について、EU（IMPEL）から、EUにおける廃棄物の輸出に係る判断基準に関する最近の動向等について説明。

その後、各国において有害廃棄物の範囲が異なる状況を踏まえた上で、各国の定義の明確化と情報交換の促進の重要性が合意され、バーゼル条約地域事務所（中国）が行う調査に協力するとともに、今後とも議論を継続。

実務における優れた事例の共有

我が国から、不法輸出入を防止しつつ優良なリサイクル産業を育成することがアジア全体で循環型社会を形成するためには重要であり、効果的なバーゼル条約施行が必要であることを説明した後、各国から、それぞれの国におけるバーゼル条約の施行体制や不法輸出入防止に関する取組事例を発表。

これらの議論を踏まえ、今後、このような各国における実務における優れた事例を各国で共有するための取組を推進することが合意。

今後のプロジェクト

各国におけるバーゼル条約の施行能力を高めるため、本ワークショップ等を通じた情報交換に加え、二国間での緊密な情報交換の促進、アジア各国の法令状況等に関するデータ整備の支援、グッドプラクティスの共有作業等を行うことが合意され、各国で協力し、不法輸出入防止に向けた取組を進めていくことが確認。